

第 53 回日本てんかん学会学術集会における重複発表の取扱い

<重複発表の定義>

1. 既に発表されたものと実質的に同じ内容の発表。
2. 指定演題（講演、シンポジウムなど）では問題とならない。
3. 一般演題では原則として好ましくないが、既発表であることを明記すれば学術集会プログラム委員会 の裁量で発表可能なこともある。

<対策> (1) 二重発表の場合には、演者が脳神経外科システム演題登録時に自己申告し、他学会の抄録を第 53 回日本てんかん学会学術集会運営事務局宛に提出すること。

(2) 演題の採否はプログラム委員会に一任する。

(3) 優秀ポスター賞・English Presentation Award などの選定にあたっては対象外とする。

※ 虚偽の自己申告が判明した場合は日本てんかん学会理事会に報告し、対応を委ねる。